

# 虐待防止のための指針

有限会社 しずき  
介護ショップ しずき  
しずきデイサービス  
朝霧高原デイサービス

## 1. 虐待防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行わない。

## 2. 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること。

### (2) 介護・介助の放棄

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者心理的外傷を与える言動をおこなうこと。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3. 権利擁護・高齢者虐待防止委員会に関する事項

虐待発生子防に努める観点から、サービス委員会内に「虐待防止委員会」(以下委員会)を設置するとともに代表取締役を虐待防止に関する責任者と定めるなど必要な措置を講じる。

4. 権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針  
社員に対する権利擁護・高齢者虐待防止のための研修は、年2回とし基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとし、研修資料、出席者等を記録する。
5. 虐待またはその疑いが発生した場合の対応方法に関する指針
  - (1) 虐待が発生した場合には、市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が社員等であったことが判明した場合には、厳正に対処する。
  - (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項
  - (1) 社員は利用者、利用者家族または社員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
  - (2) 利用者等に虐待が疑われる場合は、責任者に速やかに報告する。その後社内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげる。
  - (3) 高齢者虐待は、把握しにくいことを認識し、社員は日頃から虐待の早期発見に努める。
  - (4) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに責任者に報告する。責任者は状況を確認のもと必要な場合は、速やかに市町村に通報する。
7. 青年後見制度の利用支援に関する事項  
利用者またはご家族に対して利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなど支援を行う。
8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
  - (1) 虐待等の苦情相談について、各事業所苦情受付担当者は、寄せられた内容について責任者に報告する。
  - (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
  - (3) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告するとともに記録を保存する。
9. 本指針をいつでも閲覧できるよう事由に社員が自由に閲覧できる場所に掲示し、ホームページに掲載する。